

山運輸第496号の2  
令和6年3月6日

一般旅客自動車運送事業者 殿

山形運輸支局長  
(公印省略)

「一般乗合旅客自動車運送事業の実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出並びに変更命令に関する処理要領」「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度」(平成13年12月25日付け公示第71号)の一部改正について

標記について、東北運輸局長より別添のとおり通知がありましたので、了知願います。

東自旅一第619号の2  
令和5年12月28日

山形運輸支局長 殿

東北運輸局長  
(公印省略)

「一般乗合旅客自動車運送事業の実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出並びに変更命令に関する処理要領」「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度」(平成13年12月25日付け公示第71号)の一部改正について

令和5年12月28日付け国自旅第253号により物流・自動車局長から通達があったことから、「一般乗合旅客自動車運送事業の実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出並びに変更命令に関する処理要領」「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度」(平成13年12月25日付け公示第71号)の一部を別添のとおり改正したので、了知されるとともに、公示を貴支局掲示板等適切な場所に掲示願います。

また、関係団体等に対し周知を図り、その取扱いに遺漏ないよう取り計らい願います。

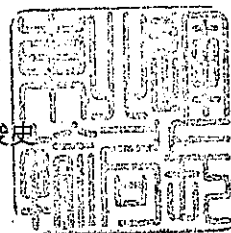
# 公 示

第 130 号

「一般乗合旅客自動車運送事業の実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出並びに変更命令に関する処理要領」「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度」の一部改正について

令和5年12月28日

東北運輸局長 石谷 俊史



「一般乗合旅客自動車運送事業の実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出並びに変更命令に関する処理要領」「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度」(平成13年12月25日付け公示第71号)の一部を次のように改正したので公示する。

一般乗合旅客自動車運送事業に関し、道路運送法第 9 条に基づく「運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針」、「実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出並びに変更命令に関する処理要領」並びに「運賃及び料金に関する制度」を下記のとおり定めたので公示する。

平成 13 年 12 月 25 日

東北運輸局長 島田 知明

記

1. 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針  
別紙 1 のとおり
2. 一般乗合旅客自動車運送事業の実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出並びに変更命令に関する処理要領  
別紙 2 のとおり
3. 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度  
別紙 3 のとおり

附 則（平成 13 年 12 月 25 日公示第 71 号）

1. この公示は、平成 14 年 2 月 1 日以降に処分するものから適用する。
2. 平成 6 年 9 月 1 日付け公示第 31 号「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃料金認可申請の審査基準及び標準処理期間について」及び平成 7 年 9 月 6 日付け自旅第 191 号「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度」は平成 14 年 1 月 31 日限りこれを廃止する。

附 則（平成 18 年 9 月 19 日公示第 70 の 2 号）

この公示は、平成 18 年 10 月 1 日以降に申請するものから適用する。

附 則（平成 20 年 6 月 30 日公示第 54 号）

この公示は、平成 20 年 7 月 1 日以降に申請するものから適用する。

附 則（平成 24 年 7 月 31 日公示第 32 号）

この公示は、平成 24 年 7 月 31 日以降に申請するものから適用する。

附 則（平成25年10月1日公示第45号）

この公示は、平成25年10月1日以降に申請するものから適用する。

附 則（令和3年12月28日公示第89号）

この公示は、令和3年12月28日以降に申請するものから適用する。

附 則（令和5年5月31日公示第23号）

この公示は、令和5年5月31日以降に申請、届け出るものから適用する。

附 則（令和5年10月2日公示第94号）

この公示は、令和5年10月2日以降に申請、届け出るものから適用する。

附 則（令和5年12月28日 公示第130号）

- 1 本制度は、令和5年12月28日以降に届け出るものから適用するものとする。
- 2 改正日前に申請を受け付けたもののうち、道路運送法施行規則の一部を改正する省令（令和5年国土交通省令第101号）附則により、同法第9条第6項の規定によりされた運賃の届出とみなされたものにあつては、改正後の規定を適用する。

## 一般乗合旅客自動車運送事業の実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出並びに変更命令に関する処理要領

改正後	改正前
<p>第1・第3 (略)</p> <p>第4 実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の変更命令の検討等に関する基準</p> <p>1. 実施運賃等の変更命令の発動を検討する基準等 運賃等の種別に応じ、以下のとおりとする。なお、2列シート、3列シート等の上級座席用の運賃等が設定されている場合は、対応する座席の等級毎に比較するものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 軽微運賃 運賃等の種別に応じて、下記のとおりとする。</p> <p>1) 基本運賃 イ. 他の事業者及び鉄道等他の交通機関と並行している区間の運賃と比して著しく高額又は低額である場合 ロ. 単独路線又は単独区間であって、運賃の算出方法が不合理であることにより利用者を混乱させるおそれがある場合 <u>ハ. 制度通達I. 2. (3)ロに定める定期観光バスについて、設定地域の一般バスの運賃と比較して同額以下である場合</u></p> <p>2) 一般割引運賃 原則として数値基準による検討は行わない。</p> <p>3) 営業割引運賃 原則として数値基準による検討は行わない。</p> <p>4) 運輸に関する料金 原則として数値基準による検討は行わない。</p>	<p>第1・第3 (略)</p> <p>第4 実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の変更命令の検討等に関する基準</p> <p>1. 実施運賃等の変更命令の発動を検討する基準等 運賃等の種別に応じ、以下のとおりとする。なお、2列シート、3列シート等の上級座席用の運賃等が設定されている場合は、対応する座席の等級毎に比較するものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 軽微運賃 運賃等の種別に応じて、下記のとおりとする。</p> <p>1) 基本運賃 イ. 他の事業者及び鉄道等他の交通機関と並行している区間の運賃と比して著しく高額又は低額である場合 ロ. 単独路線又は単独区間であって、運賃の算出方法が不合理であることにより利用者を混乱させるおそれがある場合</p> <p>2) 一般割引運賃 原則として数値基準による検討は行わない。</p> <p>3) 営業割引運賃 原則として数値基準による検討は行わない。</p> <p>4) 運輸に関する料金 原則として数値基準による検討は行わない。</p>

2. (略)

第5・第6 (略)

附 則 (令和5年12月28日 公示第130号)

- 1 本取扱要領は、令和5年12月28日以降に届け出るものから適用する。
- 2 改正日前に申請を受け付けたもののうち、道路運送法施行規則の一部を改正する省令 (令和5年国土交通省令第101号) 附則により、同法第9条第6項の規定によりされた運賃の届出とみなされたものについては、改正後の規定を適用する。

2. (略)

第5・第6 (略)

## 2. 一般乗合旅客自動車運送事業の実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出並びに変更命令に関する処理要領

### 第1 用語の定義

この処理要領中、次に掲げる以外の運賃及び料金関係の用語の定義については、「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針」（平成13年12月5日付け国自旅第116号）（以下「上限認可処理方針通達」という。）及び「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度」（平成13年12月5日付け国自旅第118号）（以下「制度通達」という。）に定めるところによる。

- (1) 「基本運賃」：片道普通旅客運賃、通勤（通学）定期旅客運賃及び普通回数旅客運賃をいう。
- (2) 「一般割引運賃」：基本運賃を基礎として、適用する旅客の区分に応じて一定率又は一定額を減じて設定する運賃（適用する期間に限定のないものに限る。）をいう。
- (3) 「営業割引運賃」：需要喚起等を目的として、適用する期間又は区間その他の条件を付して設定する運賃であって一般割引運賃以外のものをいう。
- (4) 「協議運賃」：法第9条第4項に規定する協議会における協議が調った運賃及び料金をいう。
- (5) 「軽微運賃」：道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。）第10条第1項及び第2項の規定による旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さい運賃及び料金（「協議運賃」に該当するものを除く。）をいう。
- (6) 「認定軽微運賃」：軽微運賃のうち、規則第10条第1項第1号ハの規定により旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通大臣が認めた運賃をいう。

### 第2 実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出に関する手続

#### 1. 届出の対象

- (1) 届出の対象となる運賃は、実施運賃、協議運賃及び軽微運賃（認定軽微運賃を含む。以下同じ。）とする。
- (2) 届出の対象となる運賃及び料金の額は、合理的かつ明確な手法に基づき算定されたものであって、第3に定めるところによる。
- (3) 規則第9条第3項第1号及び第10条第4項第1号の規定における「現に適用している運賃等」とは、届出日時点で他の一般乗合旅客自動車運送事業者が実施している運賃及び料金（乗車日より前に事前販売を開始している場合並び



に第3に定める幅運賃及び当該幅運賃の上限額及び下限額の範囲内で実施可能な運賃を含む。)とする。

- (4) 運賃及び料金の設定地域、制定形態及び適用方法は、制度通達に定めるところによる。

## 2. 届出書の提出

### (1) 新規許可との関係

実施運賃、協議運賃又は軽微運賃の届出は新規許可申請と同時に提出するものとし、実施運賃、協議運賃又は軽微運賃の届出の実施予定日は「許可に基づき事業計画を実施する日」と記載するものとする。

### (2) 規則第3条の3第1号に定める路線定期運行に係る事業計画の変更認可及び運行計画の設定(変更)届出との関係

路線の延長、系統の新設等による事業計画の変更認可及び運行計画の設定(変更)届出に伴う実施運賃、協議運賃又は軽微運賃の届出は、当該事業計画の変更認可申請又は当該運行計画の設定(変更)届出と同時に提出するものとし、実施運賃、協議運賃又は軽微運賃の届出の実施予定日は、当該事業計画の変更認可申請にあつては「認可に基づき事業計画の変更認可を実施する日」、当該運行計画の設定(変更)届出にあつては「届出に基づき運行計画を実施する日」と記載するものとする。

### (3) 規則第3条の3第2号に定める路線不定期運行に係る事業計画の変更認可及び事業計画の変更(運行系統)届出との関係

路線の延長、系統の新設等による事業計画の変更認可又は事業計画の変更(運行系統)届出に伴う実施運賃、協議運賃又は軽微運賃の届出は、当該事業計画の変更認可申請又は当該事業計画の変更(運行系統)届出と同時に提出するものとし、実施運賃、協議運賃又は軽微運賃の届出の実施予定日は、当該事業計画の変更認可申請にあつては「認可に基づき事業計画の変更認可を実施する日」、当該事業計画の変更(運行系統)届出にあつては「届出に基づき事業計画を実施する日」と記載するものとする。

### (4) 規則第3条の3第3号に定める区域運行に係る事業計画の変更認可及び事業計画の変更(運送の区間)届出との関係

営業区域の拡大、運送の区間の新設等による事業計画の変更認可又は事業計画の変更(運送の区間)届出に伴う協議運賃又は軽微運賃の届出は、当該事業計画の変更認可申請又は当該事業計画の変更(運送の区間)届出と同時に提出するものとし、協議運賃又は軽微運賃の届出の実施予定日は、当該事業計画の変更認可申請にあつては「認可に基づき事業計画の変更認可を実施する日」、当該事業計画の変更(運行の区間)届出にあつては「届出に基づき事業計画を実施する日」と記載するものとする。

### (5) 運賃及び料金の揭示

道路運送法(以下「法」という。)第12条第1項に基づき、確定額を届け出た場合にはその確定額を、第3 4.における上限額及び下限額の幅(幅運

賃)を届け出た場合にはその上限額及び下限額を、関係の営業所等に掲示するものとする。

また、事業計画の変更認可、事業計画の変更届出又は運行計画の設定(変更)届出に伴う実施運賃、協議運賃又は軽微運賃の届出にあたっては、それぞれその実施する日の少なくとも7日前(規則第9条第3項及び第10条第4項の規定が適用される場合にあつては、あらかじめ)には、旅客自動車運送事業運輸規則第6条の規定による所定の掲示をしなければならないものとする。

(6) 届出書様式

実施運賃又は協議運賃を届け出る場合は、別紙1の届出書によるものとする。

また、軽微運賃を届け出る場合は、別紙2の届出書によるものとする。

(7) 提出先

道路運送法施行令第1条第1項第3号に定めるとおりとする。

3. 届出の受理

規則第9条第1項又は第10条第3項に掲げる記載事項が正しく記載されているか確認の上、受理するものとする。

### 第3 実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の内容

1. 実施運賃は、適用範囲、区間等に応じた確定額によるものとし、運賃表(いわゆる三角表等)の表記は、設定の届出にあつては上限運賃額及び実施運賃額、変更の届出にあつては上限運賃額、現行実施運賃額及び変更実施運賃額の別を明確にするものとする。

また、制度通達Ⅱ.第3.1.又は2.で定める運賃を設定する場合にあつては、上限運賃額ごとに運賃調整の内容を明確にするものとし、第4.1.(1)1)に該当する基本運賃を設定する場合にあつては、当該内容を明確にするものとする。

なお、道路運送法等の一部を改正する法律(平成18年法律第40号。以下「改正法」という。)附則第4条の規定により、認可を受けた若しくは届け出たとみなされる運賃等を引き続き適用しようとする場合は、現行運賃表の訂正等は求めないものとする。

2. 協議運賃は、1.の実施運賃に準じた内容とすることとする。この場合において、上限運賃額に係るものは除くものとする。
3. 軽微運賃は、適用範囲、区間等に応じた確定額によるものとし、運賃表(いわゆる三角表等)の表記は、設定の届出にあつては軽微運賃額、変更の届出にあつては現行軽微運賃額及び変更軽微運賃額の別を明確にするものとする。

なお、改正法附則第4条の規定により、届け出たとみなされる運賃等を引き続き適用しようとする場合は、現行運賃表の訂正等は求めないものとする。

4. 3.にかかわらず、高速バスの一般割引運賃及び営業割引運賃については、一

般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和62年運輸省告示第49号）第20条の規定に基づき、確定額によらず、適用方法及び適用条件を同じくする乗車券類毎に、上限額（基本運賃額を上回らない額）及び下限額（当該乗車券類の運賃の上限額の80%以上の額）の幅（幅運賃）を届け出ることができるものとする。

この場合においては、届出書に次のように適用方法及び適用条件を記載するとともに、「予約を受け付け又は運賃を収受した後、乗車前に運賃額が変更された場合、差額の追徴及び払い戻しは行わない」旨を関係の営業所等に掲示するとともに、乗車券に記載するなど、旅客に対し適切に周知を行うものとする。

#### （1）適用方法

1) 予約により運送を引き受ける場合にあっては、予約を受ける時までに、あらかじめ、旅客に対し、上限額及び下限額の範囲内で確定額を示し、当該確定額をもって運賃を収受すること。

2) 予約によらず運送を引き受ける場合にあっては、乗車日の少なくとも7日前までに（規則第10条第4項第2号に規定する場合にあっては、あらかじめ）、上限額及び下限額の範囲内で定めた確定額を関係の営業所等に掲示すること。

3) 「予約を受け付け又は運賃を収受した後、乗車前に運賃額が変更された場合、差額の追徴及び払い戻しは行わない」旨を関係の営業所等に掲示するとともに、乗車券に記載すること。

#### （2）適用条件

予約を受け付け又は運賃を収受した後、乗車前に運賃額が変更された場合、差額の追徴及び払い戻しは行わないこと。

### 第4 実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の変更命令の検討等に関する基準

#### 1. 実施運賃等の変更命令の発動を検討する基準等

運賃等の種別に応じ、以下のとおりとする。なお、2列シート、3列シート等の上級座席用の運賃等が設定されている場合は、対応する座席の等級毎に比較するものとする。

#### （1）実施運賃

競合区間等で各事業者の運賃制定形態が異なる場合にあっては、上限認可処理方針通達別表の換算方式により換算した額により判断するものとする。

#### 1) 基本運賃

上限運賃（競合路線にあっては運賃額又は基準賃率の最も低いもの。既存事業者の初乗運賃適用区間への参入にあっては初乗運賃額又は初乗賃率の最も低いもの。）を20%を超えて下回るもの。

ただし、以下に該当する運賃については、変更命令の発動を検討するに際し、弾力的な取扱いをするものとする。

イ. 鉄道等他の交通機関と並行している区間の運賃（当該他の交通機関の

運賃の額を下回らない場合に限る。)

ロ. 単独路線で運賃額の調整を必要とする区間において当該調整を行った運賃

ハ. 特別初乗運賃

2) 一般割引運賃

基本運賃（競合路線にあつては運賃額の最も低いもの。）を50%を超えて下回るもの。

3) 営業割引運賃

原則として数値基準による検討は行わない。

4) 運輸に関する料金

原則として数値基準による検討は行わない。

(2) 協議運賃

原則として数値基準による検討は行わない。

(3) 軽微運賃

運賃等の種別に応じて、下記のとおりとする。

1) 基本運賃

イ. 他の事業者及び鉄道等他の交通機関と並行している区間の運賃と比して著しく高額又は低額である場合

ロ. 単独路線又は単独区間であつて、運賃の算出方法が不合理であることにより利用者を混乱させるおそれがある場合

ハ. 制度通達 I. 2. (3) ロに定める定期観光バスについて、設定地域の一般バスの運賃と比較して同額以下である場合

2) 一般割引運賃

原則として数値基準による検討は行わない。

3) 営業割引運賃

原則として数値基準による検討は行わない。

4) 運輸に関する料金

原則として数値基準による検討は行わない。

## 2. 変更命令発動の要否を判断する基準

(1) 変更命令を発する具体的対象事例を列記すれば、次のとおりである。

①法第9条第7項第1号に該当する場合

- ・ 物価変動の状況、その他の社会経済的状況を勘案し、合理的かつ正当な理由なく、利用者に過度の負担を強いる運賃又は料金であると認められるとき等が該当する。

②法第9条第7項第2号に該当する場合

- ・ 法第9条第3項、第4項又は第6項により、一般乗合旅客自動車運送事業者が届け出た運賃又は料金（以下「届け出た運賃等」という。）が、合理的かつ正当な事由なく、特定の旅客を優遇又は冷遇するものであるとき等が該当する。

なお、合理的かつ正当な理由とは、個別具体的な事例ごとに判断されるものであるが、具体的には、運賃又は料金体系における整合性、社会政策上の観点、社会通念等を勘案し、総合的に判断するものとする。

③法第9条第7項第3号に該当する場合

- ・ 届け出た運賃等が、一般乗合旅客自動車運送事業者間の公正な競争を阻害するおそれのあるものであるとき等が該当する。

なお、公正な競争を阻害するか否かについては、個別具体的な事例ごとに判断されるものであるが、基本的には届け出た運賃等について、原価を償うことが可能かどうか、路線の特性、その設定又は変更の意図、継続性及び届け出た運賃等が他の一般乗合旅客自動車運送事業者に与える影響の度合等を勘案し、総合的に判断するものとする。

## 第5 実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の変更命令の発動に係る手続

### 1. 変更命令の発動に係る調査

#### (1) 調査の実施

届け出た運賃等について、第4 1. (1) 1)、2)の数值基準に該当する場合にあっては、法第9条第7項各号の規定（以下「変更命令の要件」という。）のいずれかに該当する否かについて、第4 2. の基準に沿って判断するために必要となる調査を実施するものとする。

なお、第4 1. (1) 3)、4)及び第4 1. (2) (3)の運賃等についても、変更命令の要件に該当するおそれが極めて高い場合にあっては、前記の調査を実施するものとする。

#### (2) 調査の内容

届け出た運賃等の調査にあたっては、原価計算書又は算出の基礎等の関係資料の提出を求め、関係者へのヒアリング、関係官署への照会等を行い、運賃算出方法の妥当性、あるいは安全運行の確保の観点から不当な労働条件等によるコスト削減を前提としたものでないか等を確認するものとする。

#### (3) 調査の結果、届け出た運賃等が変更命令の要件に該当すると認められる場合には、2. に従い変更命令の発動に係る具体的手続に入るものとする。

なお、調査の結果、変更命令の発動までには至らない事案であっても、必要と認められる場合においては、受理後、一定の期間経過後に、監査等を利用して再調査を行うものとする。

### 2. 変更命令の発動に係る留意事項及び具体的手続

#### (1) 変更命令を発動しようとする場合で、国土交通大臣の権限に係る事案については、あらかじめ、法第88条の2第3号の規定に基づき、運輸審議会へ諮ることとする。

#### (2) 変更命令の発動に当たっては、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項に規定する弁明の機会を付与（相当と認める場合は聴聞）の手続を経

るものとする。

(3) その他具体的手続及び留意点

- ① 変更命令の内容は、届け出た運賃等の事案ごとに決定するものとする。
- ② 変更命令は原則として、実施予定日の7日前までに行うこととする。ただし、当該日までに行うことが困難な場合には、運賃等の実施後も含めて、可能な限り速やかに行うこととする。
- ③ 変更命令は、変更命令の要件に照らし、その理由を具体的に示して行うものとする。
- ④ 既に実施している運賃及び料金に対して変更命令を発動する場合には、変更命令を発した日から原則として30日以内の日を指定して変更すべきことを命ずるものとする。

## 第6 その他

1. 当分の間、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。）が第5の変更命令を発動するに当たっては、本省と事前に連絡調整の上、これを行うものとする。

### 附 則（平成18年9月19日 公示第70の2号）

1. 本取扱要領は、平成18年10月1日以降に届け出るものから適用する。
2. 改正法の施行の際に現に適用している「定期観光バス」「高速バス」の実施運賃・料金については、道路運送法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年国土交通省令第86号）附則第6条の規定により法第9条第5項の届出を受けた運賃及び料金とみなし、この処理要領を適用するものとする。

### 附 則（平成20年6月30日 公示第54号）

本取扱要領は、平成20年7月1日以降に届け出るものから適用する。

### 附 則（平成24年7月31日 公示第32号）

本取扱要領は、平成24年7月31日以降に届け出るものから適用する。

### 附 則（平成25年10月1日 公示第45号）

本取扱要領は、平成25年10月1日以降に届け出るものから適用する。

### 附 則（令和5年5月31日 公示第23号）

- 1 本取扱要領は、令和5年5月31日以降に届け出るものから適用する。
- 2 1にかかわらず、施行規則第8条第4項の規定により実施運賃を添付している申請のうち、改正日以後に認可するものにあつては、改正後の規定による追加申請を求めることができる。

附 則（令和５年１０月２日 公示第９４号）

本取扱要領は、令和５年１０月２日以降に届け出るものから適用する。

附 則（令和５年１２月２８日 公示第１３０号）

１ 本取扱要領は、令和５年１２月２８日以降に届け出るものから適用する。

２ 改正日前に申請を受け付けたもののうち、道路運送法施行規則の一部を改正する省令（令和５年国土交通省令第１０１号）附則により、同法第９条第６項の規定によりされた運賃の届出とみなされたものにあつては、改正後の規定を適用する。

(別紙1)

平成 年 月 日  
番 号

〇〇地方運輸局長 〇〇〇〇 殿

住所  
氏名  
代表者

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃（料金）設定（変更）届出書

このたび、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃（料金）を設定（変更）したいので、道路運送法第9条及び同法施行規則第9条の規定に基づいて下記のとおり届け出いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所
2. 設定又は変更しようとする運賃（料金）を適用する路線  
地域公共交通会議で協議された路線については、  
「地域公共交通会議で協議された路線」と、明記する。
3. 設定又は変更しようとする運賃（料金）の種類、額及び適用方法  
別紙のとおり（略）
4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
5. 実施予定日



(別紙2)

平成 年 月 日  
番 号

〇〇地方運輸局長 〇〇〇〇 殿

住所  
氏名  
代表者

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃（料金）設定（変更）届出書

このたび、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃（料金）を設定（変更）したいので、道路運送法第9条及び同法施行規則第10条の規定に基づいて下記のとおり届け出いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所
2. 設定又は変更しようとする運賃（料金）を適用する路線
3. 設定又は変更しようとする運賃（料金）の種類、額及び適用方法  
別紙のとおり（略）
4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
5. 実施予定日

## 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">目次</p> <p>(略)</p> <p>I. 総則</p> <p>1. 適用範囲 (略)</p> <p>2. 用語の定義</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 「定期観光バス」とは、路線定期運行を行うバスのうち、規則第10条第1項第1号イの運賃を適用するもの<u>であって、以下のいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p><u>イ. 定期的に運行する自動車により観光を目的とする乗合旅客を専ら運送するもの</u></p> <p><u>ロ. 観光施設(観光客等が利用することを想定した遊戯や運動、鑑賞や宿泊等に関わる施設の総称をいう。)への運送を目的とする路線において、自社の一般バス(注)の系統と同等の経路であって、直行又は急行便として追加で設定するもの</u></p> <p><u>(注) 「自社の一般バス」とは、当該運賃の届出を行う事業者、当該事業者の親会社、子会社及び共同運行会社等の一般バスをいう。以下同じ。</u></p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>(略)</p> <p>I. 総則</p> <p>1. 適用範囲 (略)</p> <p>2. 用語の定義</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 「定期観光バス」とは、路線定期運行を行うバスのうち、規則第10条第1項第1号イの運賃を適用するものをいう。</p>

(4) ~ (11) (略)

3. ~ 4. (略)

II. ~ III. (略)

#### IV. 軽微運賃

##### 第1. 軽微運賃の種類

軽微運賃の種類は次のとおりとする。

##### 1. 軽微運賃の種類

II. 第1. 2. 実施運賃に準ずるものとする。

##### 2. 運輸に関する料金

特別料金の種類、設定、適用方法等はII. 第5. 5-4による。

##### 第2. 運賃及び料金の制定形態

##### 1. 運賃の制定形態

軽微運賃を適用するバスの運賃の制定形態は以下を参考として設定する等、合理的かつ利用者に明確な手法により設定することが望ましい。

##### (1) 適用基準

##### イ. 定期観光バスの運賃の制定形態

##### ① I. 2. (3) イに定める定期観光バス

制定形態は、時間距離併用制を原則とする。ただし、定期観光バスの系統が1系統しかない場合、あるいは、2以上の系統がある場合でも運行距離と所要時間が概ね比例している場合は距離制によることができる。

##### ② I. 2. (3) ロに定める定期観光バス 制定形態は、原則として設定地域の自社の一般バスの設定に準じる。

ロ. 高速バスの運賃制定形態は、原則として対キロ制とする。

(2) (略)

(4) ~ (11) (略)

3. ~ 4. (略)

II. ~ III. (略)

#### IV. 軽微運賃

##### 第1. 軽微運賃の種類

軽微運賃の種類は次のとおりとする。

##### 1. 軽微運賃の種類

II. 第1. 2. 実施運賃に準ずるものとする。

##### 2. 運輸に関する料金

特別料金の種類、設定、適用方法等はII. 第5. 5-4による。

##### 第2. 運賃及び料金の制定形態

##### 1. 運賃の制定形態

軽微運賃を適用するバスの運賃の制定形態は以下を参考として設定する等、合理的かつ利用者に明確な手法により設定することが望ましい。

##### (1) 適用基準

イ. 定期観光バスの運賃の制定形態は、時間距離併用制を原則とする。ただし、定期観光バスの系統が1系統しかない場合、あるいは、2以上の系統がある場合でも運行距離と所要時間が概ね比例している場合は距離制によることができる。

ロ. 高速バスの運賃制定形態は、原則として対キロ制とする。

(2) (略)

2. ～ 3. (略)

### 第3. 運賃及び料金の計算方法等

軽微運賃を適用するバスの運賃及び料金の計算方法等は以下を参考として計算する等、合理的かつ利用者に明確な手法により計算することが望ましい。

#### 1. 運賃計算基準賃率

運賃計算基準賃率（以下「基準賃率」という。）により運賃額を算出することが適当な場合にあっては、地域等の単位ごとに定めた基準賃率を用いて運賃を計算するものとする。

##### 1-1 運賃の設定地域等の単位

事業者ごとに、高速バスについては系統単位、定期観光バスについては地域単位に設定することを基本とするが、事業者の判断により、原価の差異が明確な場合等における営業所単位等の細分地域単位若しくは系統単位の設定又は全地域を一括した設定を認めるものとする。

##### 1-2 バスの業種区分ごとの運賃計算方法

(1) 高速バス : 対キロ制基準賃率×適用区間キロ×遠距離逓減率

(2) I. 2. (3) イに定める定期観光バス

: 対キロ制・時間制基準賃率×適用区間キロ・時間

(3) I. 2. (3) ロに定める定期観光バス

: 原則として設定地域の自社の一般バスの設定に準じる。

1-3 (略)

2. (略)

第4～第6 (略)

附 則 (令和5年12月28日 公示第130号)

1 本制度は、令和5年12月28日以降に届け出るものから適用するものとする。

2 改正日前に申請を受け付けたもののうち、道路運送法施行規則の一部を

2. ～ 3. (略)

### 第3. 運賃及び料金の計算方法等

軽微運賃を適用するバスの運賃及び料金の計算方法等は以下を参考として計算する等、合理的かつ利用者に明確な手法により計算することが望ましい。

#### 1. 運賃計算基準賃率

運賃計算基準賃率（以下「基準賃率」という。）により運賃額を算出することが適当な場合にあっては、地域等の単位ごとに定めた基準賃率を用いて運賃を計算するものとする。

##### 1-1 運賃の設定地域等の単位

事業者ごとに、高速バスについては系統単位、定期観光バスについては地域単位に設定することを基本とするが、事業者の判断により、原価の差異が明確な場合等における営業所単位等の細分地域単位若しくは系統単位の設定又は全地域を一括した設定を認めるものとする。

##### 1-2 バスの業種区分ごとの運賃計算方法

(1) 高速バス : 対キロ制基準賃率×適用区間キロ×遠距離逓減率

(2) 定期観光バス : 対キロ制・時間制基準賃率×適用区間キロ・時間

1-3 (略)

2. (略)

第4～第6 (略)

改正する省令（令和5年国土交通省令第101号）附則により、同法第9条第6項の規定によりされた運賃の届出とみなされたもの は、改正後の規定を適用する。

--	--

## 3. 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度

## I. 総 則

## 1. 適用範囲

一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃及び料金、実施運賃及び料金、軽微運賃及び料金並びに協議運賃及び料金の設定又は変更については、別に定める場合を除いて、この制度を適用する。

## 2. 用語の定義

(1) 「一般バス」とは、道路運送法施行規則（以下「規則」という。）第3条の3第1項第1号に定める路線定期運行を行うバスのうち、「限定バス」、「定期観光バス」及び「高速バス」以外のものをいう。

(2) 「限定バス」とは、道路運送法（以下「法」という。）第86条第1項に基づき、旅客の範囲を限定する条件を付された乗合バスをいう。

(3) 「定期観光バス」とは、路線定期運行を行うバスのうち、規則第10条第1項第1号イの運賃を適用するもの10条第1項第1号イの運賃を適用するものであって、以下のいずれかに該当するものをいう。

イ. 定期的に運行する自動車により観光を目的とする乗合旅客を専ら運送するもの。

ロ. 観光施設(観光客等が利用することを想定した遊戯や運動、鑑賞や宿泊等に関わる施設の総称をいう。)への運送を目的とする路線において、自社の一般バス（注）の系統と同等の経路であって、直行又は急行便として追加で設定するもの。

（注）「自社の一般バス」とは、当該運賃の届出を行う事業者、当該事業者の親会社、子会社及び共同運行会社等の一般バスをいう。以下同じ。

(4) 「高速バス」とは、路線定期運行を行うバスのうち、規則第10条第1項第1号ロの運賃を適用するものをいう。

(5) 「協議運賃」とは、法第9条第4項に規定する協議会における協議が調った運賃及び料金をいう。

(6) 「軽微運賃」とは、規則第10条第1項及び第2項の規定による旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さい運賃及び料金（「協議運賃」に該当するものを除く。）をいう。

(7) 「手回品」とは、旅客が携行する物品をいう。

(8) 「特別初乗運賃」とは、利用者に対する適切なサービス提供の観点から適用区間距離を短縮する等した初乗運賃（いわゆる「100円バス」運賃等。）をいう。

(9) 「特定路線運賃」とは、自社又は他社の路線と競合する場合に共通乗車等利用

者の利便を図る観点から運賃調整が必要な場合、又は運賃設定上の不合理を調整する場合にあって、自社の基準賃率等により算出される上限運賃額を上回る運賃額の設定を行う運賃をいう。

(10)「大人運賃」とは、適用旅客の範囲を中学生以上とする運賃をいう。

(11)「小児運賃」とは、適用旅客の範囲を小学生以下とする運賃をいう。

### 3. 運賃及び料金の設定と変更

次に掲げる場合を運賃及び料金の設定とし、その他の場合は運賃及び料金の変更とする。

(1) 事業の許可及び事業計画の変更認可に伴い当該許可及び認可にかかる路線及びこれと接続する路線の停留所等相互間の運賃及び料金を定める場合

(2) 運行系統の変更（新設を含む。）に伴い、当該路線の停留所等相互間の運賃及び料金を定める場合

(3) 事業計画の変更のうち停留所等の新設（位置の変更を除く。）に伴い新設停留所等と既設停留所等相互間の運賃及び料金を定める場合

(4) 従来設定されていなかった種類の運賃及び料金を新たに定める場合

### 4. 運賃及び料金の種類

運賃及び料金の種類は次のとおりとする。

(1) 普通旅客運賃

(2) 定期旅客運賃

(3) 回数旅客運賃

(4) 運輸に関する料金

## II. 上限運賃及び実施運賃

### 第1. 上限運賃、実施運賃及び料金の種類

#### 1. 上限運賃（認可対象運賃）

法第9条第1項の規定による認可を受けた次の運賃をいう。

イ. 片道普通旅客運賃

ロ. 通勤定期旅客運賃

ハ. 通学定期旅客運賃

ニ. 普通回数旅客運賃

#### 2. 実施運賃（届出対象運賃）

法第9条第3項の規定により、認可を受けた上限運賃の範囲内で届け出た次の運賃をいう。

(1) 片道普通旅客運賃の実施運賃

イ. 片道普通旅客運賃

ロ. 特殊普通旅客運賃

(2) 通勤定期旅客運賃及び通学定期旅客運賃の実施運賃

- イ. 通勤定期旅客運賃
- ロ. 通学定期旅客運賃
- ハ. 特殊定期旅客運賃

(3) 普通回数旅客運賃の実施運賃

- イ. 普通回数旅客運賃
- ロ. 特殊回数旅客運賃

3. 運輸に関する料金

(1) 上限料金（認可対象料金）

法第9条第1項による認可を受けた料金をいう。

(2) 実施料金（届出対象料金）

法第9条第3項により認可を受けた上限料金の範囲内で届け出た料金及び(4)の特別料金をいう。

(3) 一般料金

法第9条第1項の認可を受けた上限料金の範囲内で定める料金、すなわち(4)の特別料金以外の料金をいう。

適用方法等は第5. 5-4による。

(4) 特別料金

法第9条第1項の旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして、規則第10条第2項で定める特別座席料金、手回品料金等をいう。

適用方法等は第5. 5-4による。

**第2. 運賃及び料金の制定形態**

1. 運賃の制定形態

(1) 適用基準

イ. 一般バスの運賃の制定形態は、対キロ区間制、特殊区間制、均一制及び地帯制とし、地域別の適用基準は原則として次のとおりとし、路線の態様、旅客の流動状況等を勘案して選択するものとする。

- ① 都市内の路線—均一制、地帯制又は特殊区間制
- ② 都市近郊の路線—特殊区間制又は対キロ区間制
- ③ 地方の路線—対キロ区間制

ロ. 限定バスの運賃の制定形態は一般バスの制定形態を準用する。

(2) 運賃区界の定め方

制定形態に応じた運賃区界の標準的な定め方は第7. 2.による。

2. 運輸に関する料金の制定形態

運輸に関する料金の制定形態は、事業者の任意とする。

**第3. 上限運賃の水準に関する特例**

1. 特定路線運賃

次に該当する場合にあっては、自社の基準賃率等により算出される上限運賃額



を上回る運賃額の設定を特定路線運賃として設定することができるものとする。ただし、当該運賃額は、実施運賃額が常にこれと同額となる確定上限運賃として取り扱うものとする。

(1) 他の事業者との競合路線における運賃調整

他の事業者との競合路線において共通乗車の実施等により利用者利便の向上を図ろうとする場合であって、運行回数等のウェイト面で主として経営する事業者の運賃額に調整上げする場合又は同程度の運行回数等であって両者の平均運賃額に調整上げする場合。

(2) 自社の路線相互間の運賃調整

一部経過地が異なる自社路線の同一停留所間又は近傍停留所間で運賃を同額に設定する必要がある場合であって、運行回数等のウェイト面で主たる路線の運賃額に調整上げする場合又は同程度の運行回数等であって両路線の平均距離による運賃額に調整上げする場合。

(3) その他

これまでに(1)又は(2)による運賃調整を行った路線において、引き続き、利用者利便を図ろうとする場合、先乗り安や乗継ぎ安等の不合理を是正する場合又は道路の付け替えに係る新規路線の設定等実質的な並行路線と認められる場合

## 2. 面的競合の場合

運行回数等のウェイト面で主として経営する事業者が均一制、特殊区間制又は地帯制を採っている都市部において、いわゆる面的に競合する事業者については、次の何れにも該当する場合に限り、原価計算を行わず主として経営する事業者の運賃額と同額までの調整を認めるものとする。

なお、これまでに当該規定による運賃調整を行った路線において、引き続き、利用者利便を図ろうとする場合も同様とする。

(1) 当該制度適用地域内における全事業者の当該地域運送収入に対して、主として経営する事業者の当該地域運送収入が70%を超える場合、又は、当該競合する事業者の当該地域運送収入が10%未満の場合。

(2) 当該競合する事業者の全地域運送収入に対して、当該地域運送収入が30%未満の場合。

## 3. 初乗運賃

概ね2キロメートルまでの近距離区間に適用する運賃は、運送原価の適正な負担等の観点から、基準賃率により算定される運賃を超えた定額の初乗運賃とすることができる。

## 4. 割増運賃

(1) 有料道路割増

一般バス及び限定バスの路線で道路整備特別措置法に基づく有料道路、道路運送法に基づく一般自動車道及びその他の有料道路区間については、有料道路割増の適用を認めるものとする。

## (2) 特殊割増

イ. 次に掲げる場合は事情に応じて、特殊割増を適用しても差し支えない。割増率は、それぞれ当該路線の運送原価、旅客の運賃負担力、他の交通機関との関連等を勘案のうえ、定めるものとする。

- ① 深夜早朝(原則 23 時以降 5 時まで)の間にバスを運行する場合
- ② 登山、スキー、スケート等の観光客を対象にバスを運行する場合
- ③ 劇場、野球場等の一時的な需要に応じてバスを運行する場合
- ④ その他特殊な路線であって当該路線の運送原価が他の路線に比較して著しく高い場合

なお、相当の地元利用者がある場合には、これらの者に対して定期旅客運賃及び回数旅客運賃について基準運賃額を適用するとともに、地元利用者であること等の確認についての地元自治体の協力を前提として普通旅客運賃についても同様の措置をとることができる。

この場合においては、特殊割増後の額及び基準運賃額のいずれもそれぞれの適用対象に係る上限運賃額とする。

ロ. 割増率が上限運賃額の 2 倍程度までについては、他の交通機関との関連や旅客の運賃負担力等を勘案の上、割増率の算出基礎の添付を省略できるものとする。

ただし、適用路線、適用区間、区間キロ程、割増率、通常の運賃額及び割増運賃額については、運賃改定時に各事項を記載した資料を添付させるとともに、適用路線別の運行回数、実車走行キロ、輸送人員及び運送収入についても整理させておくものとする。

## 第 4. 運賃及び料金の計算方法等

### 1. 運賃計算基準賃率

運賃計算基準賃率（以下「基準賃率」という。）により運賃額を算出することが適当な場合にあつては、地域等の単位ごとに定めた基準賃率を用いて運賃を計算するものとする。

#### 1-1 運賃の設定地域等の単位

事業者ごとに、一般バスについては「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針」（平成 13 年 12 月 5 日付け国自旅第 116 号）別紙 1 の標準運賃ブロック単位、限定バスについては系統単位に設定することを基本とするが、事業者の判断により、原価の差異が明確な場合等における営業所単位、運行地域単位等の細分地域単位若しくは系統単位の設定又は全地域を一括した設定を認めるものとする。

#### 1-2 バスの業種区分ごとの運賃計算方法

- (1) 一般バス： 対キロ区間制基準賃率×適用区間キロ×遠距離逓減率
- (2) 限定バス： 一般バスを準用する。

### 1-3 運賃計算キロ程・時間及び基準賃率の計算単位

#### (1) 距離制運賃

運賃計算キロ程は、別に定める場合を除いて、各停留所間の実キロ程とする。運賃計算キロ程は、キロ未満1位までとし、2位以下は1位に4捨5入する。なお、各停留所間の実キロ程は、運賃等の上限設定（変更）認可申請時に実測のうえ確認するものとし、距離制基準賃率は10銭単位とする。

(2) 基準賃率計算上の10銭未満の端数は切り捨てるものとする。

(3) その他基準賃率を用いた標準的な運賃の計算方法については、第7.3.による。

### 2. 上限運賃の水準に関する特例による割増適用の場合

#### (1) 特殊割増

割増適用区間の運賃計算キロ程又は上限運賃額のいずれかについて、次の計算による運賃額とする。

イ. 当該停留所間の実キロ程 × (1 + 割増率)

ロ. 当該停留所間の上限運賃額 × (1 + 割増率)

#### (2) 有料道路

イ. 対キロ区間制の場合

割増率の算出方法は、次のとおりとする。

使用料金 ÷ 有料道路区間キロ程 ÷ 乗車密度 ÷ (1 - 割引減収率) ÷ 基準賃率 = 割増率

(注) 有料道路区間キロ程とは、有料道路を含む運賃区界停留所間のキロ程をいう。

ロ. その他の場合

次の算式により算定した額(10円単位に4捨5入)を上限運賃に加算する。

使用料金 ÷ 乗車密度 ÷ (1 - 割引減収率)

### 3. 料金の計算方法

料金の標準的な計算方法については第5.5-4による。

## 第5. 運賃及び料金の適用方法

### 5-1 普通旅客運賃

#### 1. 運賃の適用方法

(1) 小児片道普通旅客運賃は、大人片道普通旅客運賃の半額とする。

(2) その他標準的な適用方法については第7.4.による。

#### 2. 運賃の設定

(1) 片道普通旅客運賃は、運行系統が設定されている路線の各停留所間にはクローズドアの場合や定期観光バスの場合を除き必ず設定するものとする。

なお、2以上の運行系統に跨る停留所間についても必要に応じ設定して差し支えない。

- (2) 小児片道普通旅客運賃は、特別初乗運賃の適用区間についての設定は任意とする。
- (3) 特別初乗運賃として、利用者に対して適切なサービス提供の観点から、適用区間距離を短縮した初乗運賃又は適用路線を循環系統等に限定した均一運賃等を設定する場合は、均一制運賃、特殊区間制1区運賃、地帯制1地帯運賃、対キロ区間制初乗運賃より低い運賃額を設定できるものとする。  
なお、この場合における標準的な算出方法は第7. 1. による。  
この運賃は適用路線の範囲を限定することができる。

### 3. 運賃の計算方

- (1) 大人片道普通旅客運賃は、それぞれ運賃の制定形態に応じて計算する。  
運賃計算上の端数は、原則として10円単位に4捨5入するものとする。ただし、運賃額が1,000円以上になるものについては、50円単位とすることができるものとする。なお、この場合の端数処理については、25円以上は切り上げ、25円未満は切り捨てとする。
- (2) 小児片道普通旅客運賃の運賃計算上の10円未満の端数は、原則として10円単位に切り上げる。

## 5-2 定期旅客運賃

### 1. 定期旅客運賃の種類

- 定期旅客運賃の種類は、次のとおりとし、原則として毎日発売するものとする。
- 日極め定期乗車券類（暦日定期乗車券類）
  - 端数月極め定期乗車券類
  - 特殊定期乗車券類

### 2. 運賃の適用方法

- (1) 通学定期旅客運賃を適用する旅客の範囲は、学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び児童福祉法第39条に規定する保育所に通学する者並びに事業者の指定する学校に通学する者とする。
- (2) 小児定期旅客運賃は、大人定期旅客運賃の半額とする。
- (3) その他標準的な適用方法については第7. 5. による。

### 3. 運賃の設定

- (1) 通勤定期旅客運賃及び通学定期旅客運賃は、旅客が通勤又は通学のためバスを利用すると推定される距離内（概ね30キロメートル程度）の各停留所間（2以上の系統に跨る区間を含む。）には普通回数旅客運賃を設定する場合及び特別初乗運賃に係るものを除き、必ず設定するものとする。ただし、過疎地、離島及び交通空白地等地域の実情に応じて設定する場合においてはこの限りでない。

- (2) 通勤定期旅客運賃及び通学定期旅客運賃を設定する場合には、1か月定期旅客運賃は必ず設定するものとする。

#### 4. 運賃の計算方

通勤定期旅客運賃及び通学定期旅客運賃の計算方は、次のとおりとする。

##### (1) 計算基礎

###### イ. 基準運賃額

普通旅客運賃が設定されている区間は、乗降区間の大人片道普通旅客運賃額とし、普通旅客運賃が設定されていない区間（乗換えの場合）は、次のとおりとする。

###### ① 地帯制及び均一制

地帯制又は均一制運賃額とするが、これにより難しい場合は、地帯制又は均一制運賃額にその1/2を加算した額とすることができる。

なお、通学証明書により事実上利用区間が限定される通学定期旅客運賃に限り1/2加算方式は適用せず、均一制又は地帯制運賃額を基準運賃額とするものとする。

###### ② 特殊区間制

乗降停留所間の運賃区界数に対応する運賃額とする。

###### ③ 対キロ区間制

乗降停留所間（乗降停留所が運賃区界停留所でない場合は、運賃区界停留所相互間）の運賃計算キロ程に対応する大人片道普通旅客運賃額とする。

ただし、それぞれの乗降区間の大人片道普通旅客運賃の併算額が前記の運賃額より低額となる場合は、併算額を基準運賃額とする。

- ロ. 推定乗車回数及び割引率については、事業者の任意とするが、実態に合わせて合理的な回数及び割引率とする。

##### (2) 計算方法

日極め定期乗車券類（暦日定期乗車券類）

- ① 大人の通勤定期旅客運賃及び通学定期旅客運賃の計算方は次のとおりとし、運賃計算上の端数は10円単位に4捨5入する。

1か月定期旅客運賃

基準運賃額×推定乗車回数×（1－割引率）

- ② 小児定期旅客運賃の運賃計算上の10円未満の端数は、10円単位に切り上げる。

### 5-3 回数旅客運賃

#### 1. 回数旅客運賃の種類

回数旅客運賃の種類は、次のとおりとし、プリペイドカード等これに相当するものを含む。

乗車回数式回数券類（使用回数減算方式）

金券式回数券類（使用金額減算方式）

その他これに類するもの

## 2. 運賃の適用方法

標準的な適用方法については第7. 6. による。

## 3. 運賃の設定

一般バスについては、普通回数旅客運賃は通勤定期旅客運賃及び通学定期旅客運賃を設定する場合及び特別初乗運賃に係るものを除き、必ず設定するものとする。ただし、過疎地、離島及び交通空白地等地域の実情に応じて設定する場合においてはこの限りでない。

## 4. 運賃の計算方

### (1) 計算基礎

#### 基準運賃額

- ① 乗車回数式回数券類の場合は、乗降停留所間の片道普通旅客運賃とする。ただし、乗降停留所を指定しない場合は、券片等表示の金額とする。
- ② 金券式回数券類の場合は、券面等表示額（券片等表示額の合計）とする。

### (2) 計算方法

運賃の計算方法は、次のとおりとし、運賃計算上の端数は10円単位に4捨5入するのを原則とするが、乗車回数式回数券類の場合は、運賃計算上の端数がでないように券片等数で調整しても差し支えない。

- |                |                          |
|----------------|--------------------------|
| イ. 乗車回数式回数券類   | 基準運賃額 × 券片等数 × (1 - 割引率) |
| ロ. 金券式回数券類     | 基準運賃額 × (1 - 割引率)        |
| ハ. その他これに類するもの | 合理的な計算に基づくものであること。       |

## 5-4 運輸に関する料金

### 1. 料金の種類

料金の種類は、次のとおりとする。ただし、これは料金の代表的なものの例示であり、その他の料金の設定を妨げるものではない。

座席指定制料金及び座席定員制料金

デラックスバス利用料金

特別座席料金

手回品料金

### 2. 料金の設定

一般料金、特別料金とも、設定は任意とする。

### 3. 料金の適用方法

料金は、座席指定制、座席定員制等を採用することにより多数の利用者の利便を図る運行やいわゆるスーパーシート（特別座席）のように特別な設備を備えた車両を使用する等により、料金を支払う利用者に一般利用者と異なる特別な便益を提供する場合、利用者が無料の手回品以外の物品をバス車内に持ち込む場合等に適用する。

### 4. 料金の額

料金の額は、一般料金については認可を受けた上限料金の範囲内で、また、特別料金は特に範囲を定めず事業者が任意に定めるものとするが、利用者の受益の程度、他の交通機関の運賃・料金、利用者の負担力等を勘案し、公正妥当なもの

とする。

## 5-5 その他

法第82条第1項により運送することができる小荷物に関する運賃及び料金は、バス輸送の性格上、鉄道等と異なり荷物そのものの輸送力は極めて軽微であることを踏まえ、無規制となっている。

## 第6. 割引運賃の種類

### 1. 一般割引運賃

実施運賃のうち、基本運賃（片道普通旅客運賃、通勤定期旅客運賃、通学定期旅客運賃、普通回数旅客運賃）を基礎として、適用する旅客の区分に応じて一定率又は一定額を減じて設定する運賃（適用する期間に限定のないものに限る。）であり、主な種類は次のとおりとする。

なお、障がい者等割引運賃については、原則として一定率を減じて運賃設定するものとし、1. (2)～(4)及び2. に掲げる運賃は当該一定率に応じてさらに割引することができるものとする。

(1)障がい者等割引運賃（身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者、児童福祉法の適用を受ける者等を対象とする。）

(2)特殊普通旅客運賃

イ. 乗継割引乗車券類

例：バス・バス乗継割引乗車券類、バス・鉄道乗継割引乗車券類等

ロ. 往復割引乗車券類

ハ. その他特殊割引乗車券類

(3)特殊定期旅客運賃

イ. 乗継割引定期券類

例：バス・バス乗継割引定期券類、バス・鉄道乗継割引定期券類等

ロ. 通勤通学定期券類

ハ. 通勤（通学）共通定期券類

ニ. その他特殊割引定期券類

例：企業定期券類等

(4)特殊回数旅客運賃

イ. 通勤回数券類

ロ. 通学回数券類

ハ. 定期回数券類

例：通勤定期回数券類、通学定期回数券類等

ニ. 乗継割引回数券類

例：バス・バス乗継割引回数券類、バス・鉄道乗継割引回数券類等

ホ. 乗降区間指定回数券類

例：乗降停留所指定高速バス回数券類、区間指定割引回数券類等

ヘ. その他特殊割引回数券類

例：バス共通回数券類、バス・鉄道共通回数券類等

## 2. 営業割引運賃

需要喚起等を目的として、適用する期間又は区間その他の条件を付して設定する運賃であって一般割引運賃以外のものであり、主な種類は次のとおりとする。

### (1) 特殊普通旅客運賃

イ. 団体割引乗車券類、学生団体割引乗車券類等

ロ. 利用日限定乗降フリー乗車券類

例：1日乗降フリー乗車券類、特定地域内乗降フリー1日乗車券類等

ハ. 記念乗車券類（適用期間を限定したもの）

ニ. その他特殊割引乗車券類

例：バス・鉄道共通1日乗車券類、季節割引乗車券類、周遊割引乗車券類等

### (2) 特殊定期旅客運賃

イ. 利用時間限定割引定期券類

例：昼間定期券類、買物定期券類等

ロ. 利用期間限定割引定期券類

例：夏休み専用定期券類、学期定期券類等

ハ. 利用日限定割引定期券類

例：平日定期券類等

ニ. 特定地域フリー定期券類

ホ. 複数路線共通定期券類

ヘ. その他特殊割引定期券類

例：高齢者割引定期券類、環境定期券類、継続購入割引定期券類等

### (3) 特殊回数旅客運賃

イ. 利用時間限定割引回数券類

例：昼間回数券類、買物回数券等

ロ. 利用日限定割引回数券類

例：ノーマイカーデー専用回数券類、土日祝日割引回数券類等

ハ. 高頻度利用者割引（乗車回数に応じて乗車券類を提供することにより、需要喚起を図る割引制度）

ニ. その他特殊割引回数券類

例：高齢者割引回数券類、特殊割増区間における地域住民の負担軽減用割引回数券類等

## 第7. 標準的な適用方法等

以下に上限運賃を設定するに際しての標準的な適用方法等及び実施運賃に係る主な一般割引運賃の標準的な適用方法等を補足的に例示する。なお、適用例に準じた申請又は届出については、内容の審査を一部省略するものとする。

### 1. 一般バスの運賃計算賃率等の標準的な算出方法

運賃計算キロ程が2キロメートルを超え10キロメートル（又は2キロメートルを超え5キロメートル）までの部分にかかる賃率を基準賃率とし、2キロメー



トルまでの部分にかかる賃率は基準賃率の2倍とし、10キロメートルを超え20キロメートル（又は5キロメートルを超え10キロメートル）までの部分にかかる賃率は基準賃率を1割以上減じた賃率とし、20キロメートルを超え30キロメートル（又は10キロメートルを超え15キロメートル）までの部分にかかる賃率は基準賃率を2割以上減じた賃率とし、30キロメートル（又は15キロメートル）を超える部分にかかる賃率は基準賃率を3割以上減じた賃率とし、累加法による。

ただし、地域の実情に応じて設定することを妨げるものではない。

また、特別初乗運賃については、原則として、対キロ区間制の場合は初乗運賃での設定キロ程に、概ね1/2を乗じたキロ程を基準とし、他の運賃制定形態の場合もこれと同様の考え方を基準とするものとする。

## 2. 運賃区界の定め方

### イ. 対キロ区間制

- ① 運賃区界停留所間のキロ程は、地域の実情、営業政策等を考慮のうえ、事業者の任意により原則として概ね1キロメートル以上のキロ程で定めるものとする。

（注） 運賃区界停留所とは、運賃計算の起点となる停留所をいう。

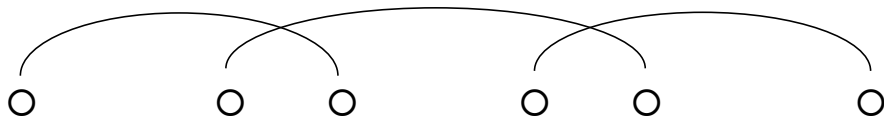
- ② 主要停留所及び他の路線との分岐点に所在する停留所（分岐点に停留所が所在しない場合は、その至近距離にある停留所）については、原則として運賃区界停留所とするものとする。
- ③ 運賃区界停留所以外の停留所は外方の運賃区界停留所からの運賃を適用する。

ただし、運賃区界停留所から概ね300メートル以内の停留所は、原則として指定停留所とし、当該運賃区界停留所からの運賃を適用する。

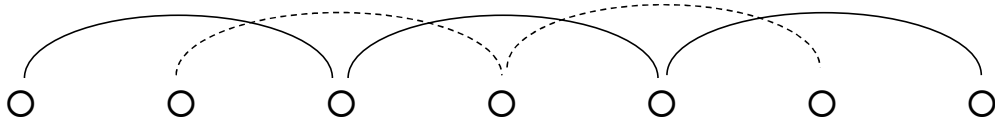
### ロ. 特殊区間制

- ① 運賃区界停留所は、原則として等間隔に定めることとし、1区の距離は地域の実情、営業政策等を考慮のうえ、概ね2キロメートル以上とする。
- ② 運賃区界停留所はそれぞれ重複させる。

#### 例1. 全線3区



#### 例2. 全線3区



### ハ. 均一制及び地帯制

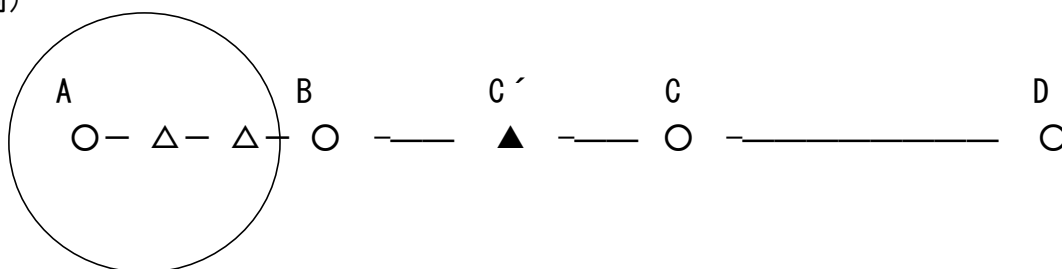
行政区画、経済圏、旅客の流動状況等を勘案して定める。

### 3. 運賃の計算方法

#### (1) 同一路線で運賃の制定形態が異なる区間がある場合

##### イ. 対キロ区間制区間と均一制又は地帯制区間

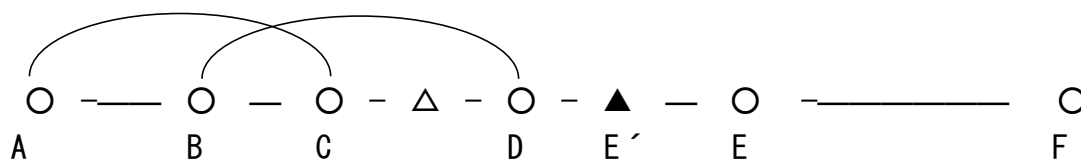
(例)



A B間からB以遠に跨る区間の運賃は、対キロ区間制運賃として計算するがA B間とB以遠の運賃を併算した額が前記運賃額より低額となる場合は併算額とする。ただし、この場合において、B C（Cは最初の運賃区界停留所）間にC'（▲印）の如く停留所がある場合、A C'間の運賃はA C間の運賃を適用せずA B間の運賃にB C間の運賃の半額程度を加算した額とする（C'にかかる運賃は、均一制又は地帯制区間内からの跨り運賃のみを設定するものとする。）。なお、△印は対キロ区間制区間と均一制又は地帯制区間に跨る区間の運賃を調整するための運賃区界停留所で、運賃区界停留所の定め方は対キロ区間制の場合に準ずるものとする。

##### ロ. 対キロ区間制区間と特殊区間制区間

(例) A D間特殊区間制



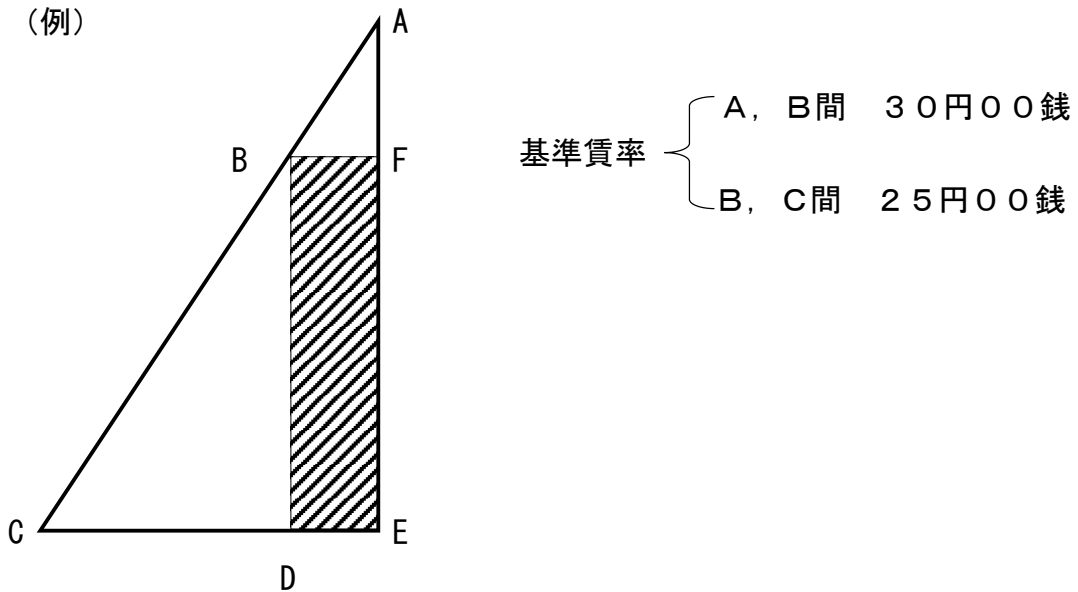
A D間からD以遠に跨る区間の運賃は、対キロ区間制運賃として計算するがA D間とD以遠の運賃を併算した額が前記運賃額より低額となる場合は併算額とする。ただし、この場合においてD E（Eは最初の運賃区界停留所）間にE'（▲印）の如く停留所がある場合、A E'間の運賃はA E間の運賃を適用せず、A D間の運賃にD E間の運賃の半額程度を加算した額とする（E'にかかる運賃は特殊区間制区間内からの跨り運賃のみを設定するものとする。）。なお、△印は対キロ区間制区間と特殊区間制区間に跨る区間の運賃を調整するための運賃区界停留所で、運賃区界停留所の定め方は対キロ区間制の場合に準ずるものとする。

##### ハ. 均一制区間と地帯制区間又は特殊区間制区間

均一制区間内を原則として地帯制の1地帯又は特殊区間制の1区とみなしてそれぞれ地帯数又は区数に対応する運賃とする。

(2) 同一路線で基準賃率の異なる区間がある場合

(例)



A、B及びB、Cの区間を比較して、距離の長い区間、すなわち、B、C間25円00銭の基準賃率を用いて斜線の部分（B、D、E、F）の運賃を計算するが、この場合斜線の部分の各停留所間の運賃計算キロ程は次の方法によって算出したキロ程とする。

イ. A、B間（B、Fの部分）

A、B間の各停留所間の実キロ程 × (A、B間基準賃率 ÷ B、C間基準賃率)

ロ. B、C間（B、Dの部分）

実キロ程とする。

ハ. 斜線の部分

イとロのそれぞれのキロ程を合計する。

4. 普通旅客運賃の適用方法

(1) 普通旅客運賃の適用方法は、第5. 5-1に定めるほか、次のとおりとする。

イ. 片道普通旅客運賃は、旅客が片道1回乗車する場合に適用する。

ロ. 特殊普通旅客運賃は、往復割引乗車券類、団体割引乗車券類、利用日限定乗降フリー乗車券類、特定地域内乗降フリー乗車券類、乗継割引乗車券類等の特殊な普通旅客運賃を設定する場合に適用する。

ハ. 片道普通乗車券類を使用する旅客が途中下車したときは、原則として前途の区間の乗車を認めない。

(2) 団体割引乗車券類等の適用方法

イ. 団体割引乗車券類等は、旅行目的、行程を同じくする者で構成された旅客が一般客と混乗して乗車する場合に適用するものとし、同運賃を適用する団体の構成人員数は地域の実情に応じて定めることができる。

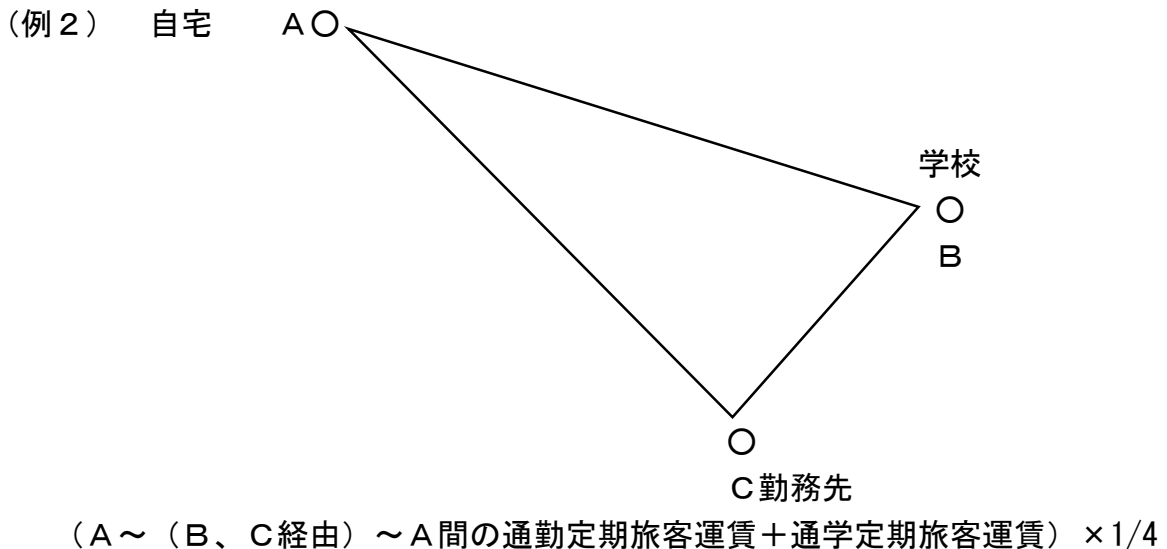
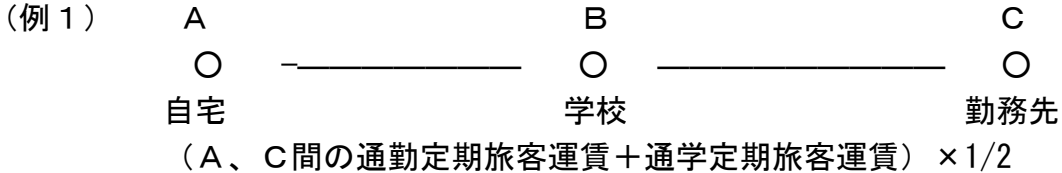
ロ. 学生割引乗車券類を適用する旅客の範囲は、第5. 5-2. 2(1)の通学定期旅客運賃等の適用範囲の旅客及びその付添人（教職員及び旅行あつせん人を含む。）とする。

ハ. 団体割引乗車券類等は、原則として座席定員制及び座席指定制の自動車には適用しない。

5. 定期旅客運賃の適用方法

- (1) 定期旅客運賃の適用方法は、第5. 5-2に定めるほか、次のとおりとする。
- イ. 通勤定期旅客運賃及び通学定期旅客運賃は、旅客が同一停留所の区間を不定回数乗車する場合に適用する。
  - ロ. 通勤定期旅客運賃は、乗車目的及び適用旅客の範囲を限定しない。
  - ハ. 特殊定期旅客運賃は、通勤通学定期券類、利用時間限定定期券類、特定地域内乗降フリー定期券類及び乗継割引定期券類等の特殊な定期旅客運賃を設定する場合に適用する。
  - ニ. 定期乗車券類を使用する旅客については、途中下車及び乗車回数を制限しない。
  - ホ. 定期旅客運賃は、原則として座席定員制及び座席指定制の自動車には適用しない。
- (2) 通勤通学定期券類の計算方法は、第5. 5-2 4. を適用するほか、次のとおりとする。

乗降停留所間の通勤定期旅客運賃と通学定期旅客運賃の合算額を全区間往復乗車となる場合は1/2した額、その他の場合は1/4した額とする。



(3) 端数月極め定期乗車券類の計算方法

- ① 不正乗車防止等の理由により、月極め定期乗車券類とする場合は、通用期間の終期を月末とし、通用期間の始期は、端数の日数(1日以上1か月未満)

のある月極め定期乗車券類とする。

- ② 前記の端数の日数のある月極め乗車券類を発売する場合は、それぞれ端数の日数のある定期旅客運賃を設定する。

なお、端数の日数のある定期旅客運賃は、次の算式により算定した額（10円未満の端数は10円単位に4捨5入する。）とし、推定乗車回数及び割引率は、実態に合わせて合理的な回数及び割引率とする。

1か月と端数の日数のある定期旅客運賃

基準運賃額 × (推定乗車回数 + 端数の日数の2倍) × (1 - 割引率)

## 6. 回数旅客運賃の適用方法

- (1) 普通回数旅客運賃の適用方法は、第5. 5-3に定めるほか、次のとおりとする。

イ. 回数旅客運賃は、旅客が同一停留所間を多回数乗車する場合、または旅客が片道普通旅客運賃設定区間内の不特定停留所間を多回数乗車する場合に適用する。

ロ. 特殊回数旅客運賃は、通学回数券類、定期回数券類、乗降停留所区間を指定する回数券類、利用時間限定割引回数券類、乗継割引回数券類、観光割増等設定区間における地域住民の負担軽減用割引回数券類等の特殊な回数旅客運賃を設定する場合に適用する。

ハ. 通学回数券類を適用する旅客の範囲は、第5. 5-2. 2(1)の通学定期旅客運賃等を適用する旅客の範囲と同一とする。

ニ. 回数乗車券類を使用する旅客が途中下車したときは、原則として前途の区間の乗車を認めない。

- (2) 定期回数旅客運賃の適用方法

### イ. 運賃の適用方法

① 定期回数旅客運賃は、旅客が同一停留所間を毎日1往復する場合に適用する。

② 通勤定期回数旅客運賃は、原則として適用旅客の範囲を限定しない。

③ 通学定期回数旅客運賃を適用する旅客の範囲は、第5. 5-2. 2(1)の通学定期旅客運賃等を適用する旅客の範囲と同一とする。

④ 定期回数乗車券類を所持する旅客が途中下車したときは、前途の区間の乗車を認めない。

⑤ 定期回数旅客運賃は、原則として座席定員制及び座席指定制の自動車には適用しない。

⑥ 小児定期回数旅客運賃は、大人定期回数旅客運賃の半額とする。

### ロ. 運賃の計算方

#### (1) 計算基礎

##### ① 基準運賃額

乗降区間の大人片道普通旅客運賃額とする。

##### ② 割引率

割引率は、定期旅客運賃の割引率とする。

(ロ) 計算方法

① 大人定期回数旅客運賃の計算方法は次のとおりとし、運賃計算上の端数は10円単位に4捨5入する。

基準運賃額×推定乗車回数×(1-割引率)

② 小児定期回数旅客運賃の運賃計算上の10円未満の端数は、10円単位に切り上げる。

7. 障がい者等割引運賃の適用方法

(1) 運賃の適用方法

「第5. 運賃及び料金の適用方法」及び「第7. 4. 普通旅客運賃の適用方法」から「6. 回数旅客運賃の適用方法」までと同一とする。

(2) 運賃の計算方法

イ. 片道普通旅客運賃

片道普通旅客運賃×(1-割引率)

ロ. 通勤定期旅客運賃及び通学定期旅客運賃

通勤定期旅客運賃又は通学定期旅客運賃×(1-割引率)

ハ. 普通回数旅客運賃

イ. の計算式により算出される額×券片等数×(1-割引率)

### Ⅲ. 協議運賃

協議運賃の取扱いは、Ⅱ. 上限運賃及び実施運賃に準じて設定する等、合理的かつ利用者に明確な手法により設定することが望ましい。

### Ⅳ. 軽微運賃

#### 第1. 軽微運賃の種類

軽微運賃の種類は次のとおりとする。

1. 軽微運賃の種類

Ⅱ. 第1. 2. 実施運賃に準ずるものとする。

2. 運輸に関する料金

特別料金の種類、設定、適用方法等はⅡ. 第5. 5-4による。

#### 第2. 運賃及び料金の制定形態

1. 運賃の制定形態

軽微運賃を適用するバスの運賃の制定形態は以下を参考として設定する等、合理的かつ利用者に明確な手法により設定することが望ましい。

(1) 適用基準

イ. 定期観光バスの運賃の制定形態は、時間距離併用制を原則とする。ただし、定期観光バスの系統が1系統しかない場合、あるいは、2以上の系統がある場合でも運行距離と所要時間が概ね比例している場合は距離制によることが

できる。

ロ. 高速バスの運賃制定形態は、原則として対キロ制とする。

## (2) 運賃区界の定め方

イ. 対キロ制は、全停留所を運賃区界停留所とする。

ロ. その他、制定形態に応じた運賃区界の標準的な定め方はⅡ. 第7. 2. による。

## 2. 運輸に関する料金の制定形態

運輸に関する料金の制定形態は、事業者の任意とする。

## 3. 割増運賃

軽微運賃を適用するバスの割増運賃はⅡ. 第3. 4. 割増運賃を参考として設定する等、合理的かつ利用者に明確な手法により設定することが望ましい。

## 第3. 運賃及び料金の計算方法等

軽微運賃を適用するバスの運賃及び料金の計算方法等は以下を参考として計算する等、合理的かつ利用者に明確な手法により計算することが望ましい。

### 1. 運賃計算基準賃率

運賃計算基準賃率（以下「基準賃率」という。）により運賃額を算出することが適当な場合にあつては、地域等の単位ごとに定めた基準賃率を用いて運賃を計算するものとする。

#### 1-1 運賃の設定地域等の単位

事業者ごとに、高速バスについては系統単位、定期観光バスについては地域単位に設定することを基本とするが、事業者の判断により、原価の差異が明確な場合等における営業所単位等の細分地域単位若しくは系統単位の設定又は全地域を一括した設定を認めるものとする。

#### 1-2 バスの業種区分ごとの運賃計算方法

(1) 高速バス : 対キロ制基準賃率×適用区間キロ×遠距離逓減率

(2) I. 2. (3) イに定める 定期観光バス

: 対キロ制・時間制基準賃率×適用区間キロ・時間

(3) I. 2. (3) ロに定める定期観光バス

: 原則として設定地域の自社の一般バスの設定に準じる。

#### 1-3 運賃計算キロ程・時間及び基準賃率の計算単位

##### (1) 距離制運賃

運賃計算キロ程は、別に定める場合を除いて、各停留所間の実キロ程とする。運賃計算キロ程は、キロ未満1位までとし、2位以下は1位に4捨5入する。なお、各停留所間の実キロ程は、運賃等の設定（変更）届出時に実測のうえ確認するものとし、距離制基準賃率は10銭単位とする。

##### (2) 時間制運賃

運賃計算時間は、当該運行系統の運行計画で定める所定の所要時間（30分単位とし、15分以上は30分に切り上げ、15分未満は切り捨てる。）とし、時間制基準賃率は1円単位とする。

- (3) 基準賃率計算上の10銭未満の端数は切り捨てるものとする。
- (4) その他基準賃率を用いた標準的な運賃の計算方法については、Ⅱ. 第7. 3. による。

## 2. 料金の計算方法

料金の標準的な計算方法についてはⅡ. 第5. 5-4による。

## 第4. 運賃及び料金の適用方法

軽微運賃を適用するバスの運賃及び料金の適用方法等は、Ⅱ. 第5を参考として設定する等、合理的かつ利用者に明確な手法により設定することが望ましい。

## 第5. 割引運賃の種類

軽微運賃を適用するバスの割引運賃の設定は、Ⅱ. 第6を参考として設定する等、合理的かつ利用者に明確な手法により設定することが望ましい。

## 第6. 標準的な適用方法等

軽微運賃を適用するバスの標準的な適用方法等は、Ⅱ. 第7を参考として設定する等、合理的かつ利用者に明確な手法により設定することが望ましい。

### 附 則（平成18年9月19日 公示第70の2号）

本制度は、平成18年10月1日以降に申請又は届け出るものから適用するものとする。

### 附 則（平成20年6月30日 公示第54号）

本制度は、平成20年7月1日以降に申請又は届け出るものから適用するものとする。

### 附 則（平成24年7月31日 公示第32号）

本制度は、平成24年7月31日以降に申請又は届け出るものから適用するものとする。

### 附 則（令和5年5月31日 公示第23号）

- 1 本制度は、令和5年5月31日以降に申請又は届け出るものから適用するものとする。
- 2 改正日前に申請を受け付けたもののうち、改正日以後に認可するものにあつては、改正後の規定を適用できる。
- 3 上限運賃の変更を伴わない申請については、当分の間、従前の規定によることができる。

### 附 則（令和5年10月2日 公示第94号）

本制度は、令和5年10月2日以降に申請又は届け出るものから適用するものとする。



附 則（令和5年12月28日 公示第130号）

- 1 本制度は、令和5年12月28日以降に届け出るものから適用するものとする。
- 2 改正日前に申請を受け付けたもののうち、道路運送法施行規則の一部を改正する省令（令和5年国土交通省令第101号）附則により、同法第9条第6項の規定によりされた運賃の届出とみなされたものにあつては、改正後の規定を適用する。